

## 積立式定期預金規定

## 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (2) 口座振替によるほか、店頭でいつでも預入れができます。
- (3) この預金は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

## 3. (口座振替による預入れ)

- (1) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の振替預入依頼書を提出してください。  
振替日、振替金額、引落方法は振替預入依頼書記載の要領によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく口座振替を行いません。
  - ① 指定預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または指定預金口座が総合口座の場合で貸越金が発生、または勘戻るとき。
  - ② この預金口座について少額預貯金特例制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非特例預貯金の最高限度額を超過する場合。
- (2) 振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替のとりやめを希望する場合は、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

## 4. (満期日)

- (1) この預金口座を開設するときに満期日とすべき毎年の一定の月および日（以下「特定日」といいます）を指定してください。
- (2) 店頭および口座振替により預入れた預金（以下この預金を「個別預金」といいます）は、その預入日から最初に到来する特定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）または、自由金利型定期預金（大口定期）としてお預りします。  
ただし、特定日3ヵ月前の応当日の翌日からその特定日の前日までの間に預入される個別預金は、その預入日から最初に到来する特定日の1年後の特定日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期または大口定期）としてお預りします。

## 5. (自動継続)

- (1) 特定日に満期日となった全ての個別預金は、合算されあらかじめご指定を受けた種類、期間の定期預金に自動的に継続します（以下「おまとめ定期預金」といいます）。
- (2) 次回特定日以降には、「個別預金」の積立合計額と「おまとめ定期」の前回おまとめした定期預金とを合算しおまとめします（以後、積立式定期預金内での満期日が同期日の場合は、全て合算継続します）。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。ただし、新設期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

## 6. (当座貸越の担保算入)

この積立式定期預金が総合口座の積立式定期預金の場合、おまとめ定期預金は自動的に総合口座取引規定に定める当座貸越の担保となります。この場合、総合口座取引規定第8条、第9条1項に定める定期預金には、このおまとめ定期預金を含めるものとします。

## 7. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。ただし、新設期日指定定期預金は次で定める満期日以降に支払います。

- (1) 満期日は、通帳記載の積立期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。
- (2) 第1項による満期日の指定がない場合は、通帳記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3) 第1項より定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は同項による満期日の指定がなかったものとして扱います。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

## 8. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額（継続したときは継続後のおまとめ定期預金金額）ごとに、その預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じた通帳記載の利率によって計算します。
- (2) 自由金利型定期預金（スーパー定期または大口定期）のおまとめ定期預金については、自由金利型定期預金規定（M型）（スーパー定期）または、自由金利型定期預金（大口定期）の「利息」の条項を準用します。
- (3) 新設期日指定定期預金をおまとめ定期預金とする場合は、その利息は預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、通帳記載の「2年未満」利率。
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、通帳記載の「2年以上」利率。
- (4) 利率は金利動向の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に預入れられる金額については、その預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の継続日）から適用します。
- (5) この預金口座について少額預貯金特例制度の適用を受けている場合で、自動継続中に利息の預入れによってこの口座の非特例預貯金の最高限度額を超過することとなるときは、元金のみ自動継続を行い、利息はあらかじめご指定を受けた預金口座に入金します。
- (6) 新設期日指定定期預金の継続を停止した場合における利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (7) 新設期日指定定期預金を当行かやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合および従第10条第3項により解約する場合その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における当行所定の期間別解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (8) この預金の付利単位は1円とします。

## 9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれに該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

**10. (預金の解約、書替継続)**

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行に届出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当効預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) 第1項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申請時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは新幹線暴走集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

**11. (届出事実の変更、通帳の再発行等)**

- (1) この通帳や印章を失ったときまたは、印章、名称、住所その他の届出事実に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事実の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利益の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

**12. (成年後見人等の届出)**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届ください。
- (4) 前3項の届出事実取消または変更等が生じた場合にも同様にお届ください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

**13. (印鑑照合等)**

請求書、諸届その他の書類に使用された印鑑を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次案により補てんを請求することができます。

**14. (盗難通帳による払戻し等) ※個人のお客様のみ**

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当効払戻し」という。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当効払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への届出が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な協力が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当効払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にのかわらず補てんするものとします。ただし、当効払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかわる当行への届出が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ① 当効払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 当効払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の乱れに乘じ又はこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当効預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当効払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当効補てんを行った金額の限度において、当効預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当効補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

**15. (譲渡、質入れの禁止)**

- (1) この預金取引にかかわるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

**16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該保険額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保する為に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項より相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金通帳は届出印を押し印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当致します。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、通証貸借金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期前弁済することにより発生する貸借金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項より相殺する場合において借入金の期前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

**17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本頁において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について本頁第1号から第3号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (5) 本規定にもとづく他の預金について本頁第1号から第3号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

**18. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)**

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後であった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として欠損で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として欠損において定める日。
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続満期の預金にあつては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に欠損で定める事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日
    - A. 異動事由（前条において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
    - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。当該支払停止が解除された日
  - ④ この預金について、強制的執行、仮差押えまたは国税徴収処分（その列による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続きが終了した日

**19. (この取引に係る資金の最終異動日等)**

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱いします。

以上

(平成30年1月1日現在)